報告第20号～第27号

令和８年８月３１日

専決処分の報告について

健全化判断比率の報告について

資金不足比率の報告について

鈴　　鹿　　市

報　告　目　次

報告第 20 号　専決処分の報告について ･･･ 1
報告第 21 号　専決処分の報告について ･･･ 5
報告第 22 号　専決処分の報告について ･･･ 9
報告第 23 号　専決処分の報告について ･･･ 13
報告第 24 号　専決処分の報告について ･･･ 17
報告第 25 号　専決処分の報告について ･･･ 23
報告第 26 号　健全化判断比率の報告について ･････････････････････････････････ 29
報告第 27 号　資金不足比率の報告について ･････････････････････････････････ 31

報告第２０号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月３１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専　決　処　分　書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年７月１５日

鈴鹿市長　末　松　則　子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

１　損害賠償の額

８，６６０円

２　和解の相手方

鈴鹿市外

個人

３　損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和８年５月９日、鼓ケ浦サン・スポーツランドにおいて、相手方がフットサルコートを使用していたところ、当該コート内に設置されていたフットサルゴールが風により転倒し、頭部を負傷したもの

報告第２１号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月３１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専　決　処　分　書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月２０日

鈴鹿市長　末　松　則　子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

１　損害賠償の額

　１０３，７０３円

２　和解の相手方

　鈴鹿市

　個人

３　損害賠償の義務の発生の原因となる事実

　令和８年７月１３日、和泉町地内の市道和泉３５号線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道に設置されていたグレーチングの上を通過した際、当該グレーチングが跳ね上がり、当該車両の右側面を損傷したもの

報告第２２号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月３１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専　決　処　分　書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月２０日

鈴鹿市長　末　松　則　子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

１　損害賠償の額

　７９，５４３円

２　和解の相手方

　鈴鹿市

　個人

３　損害賠償の義務の発生の原因となる事実

　令和８年６月２７日、石薬師町地内の市道花川西能褒野線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両のフロントバンパーを損傷したもの

報告第２３号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月３１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専　決　処　分　書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月２０日

鈴鹿市長　末　松　則　子

１　工　　事　　名　　白子中学校校舎長寿命化改修外建築工事（東館校舎棟）

２　変更後の契約金額　　３６４，９２９，４００円
（変更前の契約金額　　３６１，９００，０００円）

３　主 な 変 更 理 由　　公共工事設計労務単価の上昇に伴う増額

報告第２４号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月３１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

鈴鹿市監査委員条例の一部改正

専　決　処　分　書

鈴鹿市監査委員条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月２０日

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市監査委員条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

理　由

地方自治法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、同法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市監査委員条例の一部を改正する条例

鈴鹿市監査委員条例（昭和３９年鈴鹿市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（請求又は要求による監査） 第７条　監査委員は、法第75条第１項、第98条第２項、第242条第１項若しくは<u>第243条の２の９第３項</u>の規定による監査の請求又は法第199条第６項若しくは第７項若しくは第235条の２第２項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から７日以内に監査に着手しなければならない。	（請求又は要求による監査） 第７条　監査委員は、法第75条第１項、第98条第２項、第242条第１項若しくは<u>第243条の２の８第３項</u>の規定による監査の請求又は法第199条第６項若しくは第７項若しくは第235条の２第２項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から７日以内に監査に着手しなければならない。

附　則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

報告第２５号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月３１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正

専　決　処　分　書

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月２０日

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

理　由

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、同法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和５年鈴鹿市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第１項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の２の９第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第２条　市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の５第１項第１号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げ	（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の７第１項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の２の８第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第２条　市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の４第１項第１号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げ

る市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 （１）～（４）　　略	る市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 （１）～（４）　　略

附　則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

報告第２６号

健全化判断比率の報告について

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和８年８月３１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
―	―	２．５	―
（　１１．３９　）	（　１６．３９　）	（　２５．０　）	（　３５０．０　）

備考

１　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「―」を記載

２　鈴鹿市の早期健全化基準を括弧内に記載

（財政健全化審査意見書　別冊）

報告第２７号

資金不足比率の報告について

資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和８年８月３１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備　　考
鈴鹿市水道事業会計	―	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成１９年政令第３９７号。以下「令」という。）第１７条第１号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（公共下水道事業）	―	令第１７条第１号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（農業集落排水事業）	―	令第１７条第１号の規定により事業の規模を算定

備考　資金不足額がない場合は、「―」を記載

（経営健全化審査意見書　別冊）